

アップデート法改正

第2回/全8回



社会保険労務士
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

❖ 労災保険法 療養補償給付たる療養の費用の請求 ❖ (則12条の2)

柔道整復師等の治療を受けた場合における「療養の費用の請求手続」について、新たに規定しました。

療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、当該者が施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法第2条第2項に規定する施術所をいう。)のうち都道府県労働局長が定めるもの(以下「指名施術所」という。)において治療を受ける場合に於ては、当該請求書を、当該指名施術所を経由して所轄労働基準監督署長に提出することができる。

i ~ vi 略

vii 療養の給付を受けなかつた理由(当該者が、柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の治療を受ける場合に於ては、この限りでない。)

viii 略

柔道整復師法2条に規定する柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(「柔道整復師等」といいます)の施術所において治療を受ける場合については、施術所は指定病院等ではないため、被災労働者等は療養の費用を所轄労働基準監督署長に請求することが原則です。

ただし、これまで運用上、都道府県労働局長が指名した施術所において、被災労働者等が柔道整復師等の治療を受けた場合、療養の費用の請求手続を当該施術所を経由して行っているところ、手続の適正化の観点から厚生労働省令に規定することとしました(赤下線部分を追加しました)。

すなわち、療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者が施術所のうち都道府